佐久穂町保育料のご案内

◆保育料の算定基準

〇4 月から 8 月までの保育料・・・保護者等の前年度市区町村民税額により算定
〇9 月から 3 月までの保育料・・・保護者等の当年度市区町村民税額により算定

所得割課税額等の算定に当たっては、入所児童の保護者及びその配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行いますが、当該者以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、その方の課税額も含め、判定を行います。

◆保育料金表

※児童の年齢は、当該年度４月１日現在によって算定します。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）			
階層区分	定義	３歳未満児		３歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第１階層	生活保護受給世帯	０円	０円	０円	０円
第２階層	町民税非課税世帯	6,000 円	6,000 円	4,000 円	4,000 円
第３階層	町民税均等割課税世帯	10,000 円	10,000 円	8,000 円	8,000 円
第４階層	町民税所得割課税額 48,600 円未満	14,000 円	13,800 円	11,000 円	10,800 円
第５階層	町民税所得割課税額 72,800 円未満	19,000 円	18,700 円	15,000 円	14,700 円
第６階層	町民税所得割課税額 97,000 円未満	24,000 円	23,600 円	19,000 円	18,600 円
第７階層	町民税所得割課税額 133,000 円未満	31,000 円	30,500 円	22,000 円	21,500 円
第８階層	町民税所得割課税額 169,000 円未満	39,000 円	38,400 円	23,000 円	22,400 円
第９階層	町民税所得割課税額 301,000 円未満	47,000 円	46,100 円	24,000 円	23,100 円
第 10 階層	町民税所得割課税額 397,000 円未満	55,000 円	53,800 円	25,000 円	23,800 円
第 11 階層	町民税所得割課税額 397,000 円以上	63,000 円	61,400 円	26,000 円	24,400 円

※この表における町民税所得割課税額とは、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除を適用する前の税額です。

※月の中途で入退所した児童の保育料は、日割り計算とし、10 円未満の端数は切り捨てとなります。

裏面もお読みください。

◆ひとり親世帯等の保育料

児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、保育料金表の第２階層から第４階層までに認定された場合は、それぞれ次表に掲げる金額となります。

① ひとり親世帯

② 障害者のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者が同一世帯にいる世帯）

階層区分		保育料（月額）			
		３歳未満児の場合		３歳以上児の場合	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第２階層	町民税非課税世帯	０円	０円	０円	０円
第３階層	町民税均等割課税世帯	9,000 円	9,000 円	7,000 円	7,000 円
第４階層	町民税所得割課税額 48,600 円未満	13,000 円	12,800 円	10,000 円	9,800 円

◆保育料減免制度について

① 同じ世帯から複数の児童が保育園、幼稚園等に同時に入所している場合は、年齢の大きい順に１人目は保育料金表のとおり、２人目は半額、３人目以降は無料となります。また、３歳以上児の第３子以降の児童は同時入所に関わらず全額無料、３歳未満児の第３子以降の児童は月額 6,000 円を上限に減額となります。

② 上記の規定にかかわらず、町民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯における第２子を半額、第３子以降は無料となります。また、ひとり親世帯、障がい者のいる世帯で町民税所得割課税額が 77,101 円未満の場合には第１子半額、第２子以降は無料となります。

③ １カ月中で 14 日以上の欠席（日曜、祝日、年末年始、３月の卒園式以降の希望登園日等を除く）があった場合には保育料月額の 40%を減額いたします。

◆保育料の納入について

○保育料は毎月末日が納期限となりますが、12 月は 28 日が納期限となっています。（納期限が土日祝日にあたる場合はその翌日になります。）

○保育料の口座振替は、八十二銀行、佐久浅間農協、ゆうちょ銀行、長野銀行、上田信用金庫がご利用いただけます。ご利用には口座振替依頼書の提出が必要となります。口座振替日は納期限と同日です。

○現金納付の方は、役場会計室または八十二銀行、佐久浅間農協でお支払ください。

◆延長保育について

○認定区分を超えた保育は 30 分ごとに 50 円の延長保育料がかかります。延長保育料は毎月の保育料とは別に現金で直接保育園にお支払いただきます。

《お問い合わせ》
佐久穂町教育委員会　こども課
保育園係　電話８６－４９４０